

平成30年度第1回佐世保市地域包括支援センター運営協議会議事録

日時 平成30年7月30日(月) 19:00～21:00
場所 中央保健福祉センター(すこやかプラザ) 6階 研修室1
出席者 千住委員 田中委員 中村委員 久保田委員 山田委員
宮崎委員 永木委員 横田委員 柳詰委員 橋川委員

<事務局>

吉住課長 橋口課長補佐 七種係長 山本主査 沖原主査
大石主査 岡本主査 岩本主任主事

<地域包括支援センター センター長>

早岐地域包括支援センター 日宇地域包括支援センター 山澄地域包括支援センター
中部地域包括支援センター 清水地域包括支援センター 大野地域包括支援センター
相浦地域包括支援センター 吉井地域包括支援センター 宇久地域包括支援センター

報告事項

- (1) 平成29年度地域包括支援センター活動報告について
- (2) 指定介護予防支援の一部委託について
- (3) その他

【長寿社会課長】～あいさつ～

— 委員紹介、会長・副会長選出 —

【千住会長】～あいさつ～

【山田副会長】～あいさつ～

【千住会長】

- (1) 平成29年度佐世保市地域包括支援センター活動報告について、事務局より説明ください。

【事務局】

まず、はじめに佐世保市の高齢者に関する統計(資料1ページ)として、包括圏域ごとにまとめています。

平成29年10月1日での佐世保市の高齢化率は30.0%。全国では、平成28年1月1日現在で26.3%、長崎県で29.2%でした。要介護認定率は、平成29年10月現在で佐世保市では20.6%ですが、全国では、18.4%、長崎県では21.2%でした。佐世保市の高齢者数は、前年同時期と比べ1,031増加してお

り、それに伴い高齢化率も0.6%増加しています。高齢者のみの世帯は、前年同時期と比べ、360世帯増加しています。

続きまして、地域包括支援センター関係会議（資料2ページ）について、地域包括支援センターが定期的に出席する会議を挙げています。定期的に開催され、職員のスキルアップを図るものや、年に数回開催され、関係機関との連携強化を図る内容の会議になります。

次に、平成30年度地域包括支援センターの人員体制（資料3ページ）です。センターの中で勤務するのは、佐世保市が委託している包括的支援事業の職員と佐世保市が指定している指定介護予防支援事業の職員です。平成30年7月1日現在の職員の配置数と包括的支援業務に係る経験年数を記載しています。包括的支援事業では、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種が一人ずつと、高齢者人口に応じて追加配置の職員を配置しており、すべて専任の常勤職員となります。

続きまして、総合相談事業実績（資料5～7ページ）についてです。

まず、「総合相談分類別相談件数」と「時間外相談受付」を挙げています。総合相談件数は9,253件となっています。内訳については「介護保険関係」の相談が4,106件と全体の約44.4%を占めています。次いで「介護相談」が1,658件で17.9%、「生活不安」が1,400件で15.1%です。

総合相談受付方法は電話による相談が多く、相談者の続柄は本人・家族からが多い状況です。

次に、専門相談訪問件数と権利擁護相談対応内訳を挙げています。専門相談件数は921件でした。

虐待個別ケース会議ですが、これは、包括職員と長寿社会課の地区担当保健師が入って、虐待ケースの支援方針や役割分担を決める会議になります。

認知症疾患医療センターからの連携実績（資料8ページ）についてご説明します。この連携については、認知症疾患医療センターを受診した結果、認知症と診断された方について、ご本人やご家族の了解が得られた場合には、地域包括支援センターや長寿社会課に情報提供があります。その相談対応依頼件数は157件で、基本的に家庭訪問を行い現状の困り感等を把握し、支援しています。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（資料9ページ）についてです。

この包括的・継続的ケアマネジメント事業とは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、個々の心身の状態や生活環境等に応じて、様々なサービスや社会資源または地域住民の支援等、総合的に継続的に支援を行う業務です。包括的・継続的ケアマネジメント支援業務実績については、活動内容別に5つに分けています。

①として「高齢者支援における各機関との連携状況」です。民生委員（1,574件）や介護事業所等の関係機関（7,850件）と連携を図り支援が行われています。

②として「介護支援専門員への支援状況」です。包括以外の介護支援専門員からの相談（1,281件）となります。

③として「独居高齢者の認知症等、困難な事例に関する指導・助言・訪問等」です。問題も複雑で多様な内容であるため、専門職種が同行した訪問は1,986件対応しています。

④として「地域ケア会議」です。高齢者の個別の問題について、関係機関と問題解決に向けて、情報を共有し、どういう支援を行い対応するかについて、支援方針を決定する会議です。この会議には、地域住民や地区組織関係機関の方にも出席頂いています。ケース会議については、包括内の三職種で行う会議で、定例や緊急的に開催され、支援方針の確認等が行われています。

⑤として「地域包括ケア会議」です。民生委員児童委員や老人会、医療機関や薬剤師、居宅介護事業

所等、地域で関係する方々に集まって頂き、地域課題の把握やその解決方法について検討する会議です。地域包括ケア会議の内容については、10 ページにも掲載していますのでご参照ください。

一般介護予防実績（資料 11 ページ）についてご報告します。高齢者を対象に、介護予防に関する基本的知識の普及啓発を図るパンフレットの配布等を行うとともに、介護予防講話や健康教育を開催した回数と参加者を挙げています。

「その他の業務報告」（資料 12～13 ページ）です。

会議については、地域での会議や虐待・認知症・その他等に分け、計上しています。

13 ページの研修会・健康教育・苦情相談については、職員のスキルアップのための研修や介護予防以外の健康教育、苦情相談を計上しています。

次の家庭訪問の項目は、包括的支援事業を担当する社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等、追加配置職員を含む全員の活動実績になります。

また、家庭訪問時に不在で会えない訪問についても、時間を要しているとの意見から、実績として挙げています。

「介護予防支援（予防給付）及び介護予防ケアマネジメント（総合事業）業務報告」（資料 14 ページ）についてです。

この業務は、指定介護予防支援の業務として、介護保険法第 115 条の 22 の規定に基づき、市町村の指定を受けて要支援 1・2 の方に対して地域包括支援センターが行う業務となっています。また、総合事業が始まって、包括的支援事業として、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項に基づき、基本チェックリスト該当者である事業対象者と決定された方も対象となっています。業務内容は、事業対象者、要支援 1・2 の方に、自立支援の視点で介護予防サービス計画書を作成し、必要なサービスを調整したり、関係機関との連携を図って、在宅で自分らしく生活できることを支援していくものとなっています。この表は、包括別にケアマネジメントの契約件数やプランの承認会議や給付の数等をまとめたものです。

この業務は基本、地域包括支援センターが実施する業務ですが、ケアマネジメント業務の一部を、指定居宅介護支援事業者に委託できるものとされており、公正・中立性を確保する観点から、表の下の部分になりますが、ケアマネジメント業務依頼件数や要介護になった方の指定居宅介護支援事業所の紹介先については、同法人と同法人外と分けて件数を計上しています。

一番下の事業対象者の状況の「介護保険の更新をせずに事業対象者に移行した件数」については、本来、訪問介護と通所介護を利用して要支援 1 相当の方については、介護保険の申請は不要で、事業対象者としてサービス継続ができますので、その件数を計上しています。

15 ページからは、包括が新規で通所介護や訪問介護等、介護予防サービス提供事業所の利用一覧表です。包括支援センターが介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業所が提供するサービスに偏らないこととなっています。包括ごとに、同法人はグレー色で表し、サービスに対して同法人を利用した割合を示しています。参考までに、各包括圏域内の事業所については、薄いグレー色で表しています。以上の実績につきましては、毎月提出して頂いた内容を包括ケア担当で確認し支援しております。

引き続き、各地域包括支援センターの平成 29 年度活動報告につきまして、センター長よりご報告します。

【早岐包括支援センター】

まず、重点項目の1点目「地域での介護予防に関する取組み」についてです。

公民館等、身近な場所での介護予防活動の普及を図ることを目的に、「いきいき百歳体操」の普及に取り組みました。具体的には、地域の老人クラブ等に出向き、実演を交えながら、その効果について説明しました。加えて、各地域で開催した「地域包括ケア会議」の場において、参加頂いた方々へ、実際に体験して頂く等、より多くの方々に、その紹介しました。

こうした取組みの結果、平成29年度は新たに22か所で「いきいき百歳体操」の取組みの場が始まりました。参加されている方からは、体力面では「階段の上り下りが楽になった」、精神面では「地域の皆さんと会えることが楽しみ」「気持ちが明るくなった」といった声が聞かれています。身近な場所での集まりを支援する取組みは、住民同士の見守りや、支え合い活動に繋がるものと実感できました。

また、「いきいき百歳体操」や「いきいきふれあいサロン」等、地域活動の活性化と継続を支援することを目的として、日宇地域包括支援センターと合同で「自主活動グループ交流会」を実施しました。交流会には、既に活動している方々に参加して頂き、活動する上での悩み事の共有や、意見交換の場として実施しました。参加して頂いた方からは、「新しいアイデアや刺激がもたらえた」等、今後の活動に繋がる意見がありました。一方、身近な場所での集まりの支援には苦慮する点もあり、今後は、更なる取組みが必要と感じています。

重点項目の2点目「認知症に関する取組み」です。1つが認知症に関する、地域住民の理解を深めることを目的とした取組みです。

三川内地区の自治協議会主催による、認知症を題材としたドキュメンタリー映画の上映には、後援としてより多くの方々の参加を図るため、声かけ等の広報に取り組みました。当日は、地域住民の方々を中心に500名を超える参加があり、地域における認知症への関心の高さを実感できました。このことから、あらためて、安心して暮らせる地域づくりに向けた取組みの重要性を痛感しました。

また、幅広い世代に、認知症の理解とその関連制度等の理解を図ることを目的として、自治会や学童クラブへの「認知症サポーター養成講座」の実施をはじめ、認知症高齢者の事前登録の活用、並びに成年後見人制度の推進に取り組んでいきました。その中で、警察署との連携により、運転免許証の自主返納に繋がられたケースもありました。

その他の取組みについてですが、1つに、地域課題の発見とその解決に向けて、担当する6つの地域において「地域包括ケア会議」を開催し、地域や関係機関等、延べ381名の方々に参加頂きました。会議では、「地域でいつまでも過ごせるために」を主題として「高齢者の方が困っていること」「5年後10年後の地域づくり」について意見を出し合いました。その中で、地域で取り組めることとして「住民同士による気軽な挨拶や声のかけあい」や「集いの場をつくる」等のご意見がありました。出されたご意見をしっかりと受け止め、その実現に向け取り組んでおり、今後も、様々な場面において情報共有を図りつつ取組みを進めていきたいと考えます。

また、地域で活動する介護支援専門員の方々との連携とスキルアップを図ることを目的に「早岐地域ケアマネ交流会」を開催し、事例検討等に取り組みました。加えて、日宇地域包括支援センターとともに「高齢者虐待に係る研修」を実施しました。

【日宇地域包括支援センター】

資料左側に記載しています、重点項目の取り組みの1つ目は、包括的継続的ケアマネジメントについてです。

事業計画において「地域包括ケアシステムの基盤となるように、地域の社会資源情報を収集、共有し地域のネットワーク作りを推進していく」と掲げておりました。

以前から開催してきた地域包括ケア会議の流れを汲みつつ、会議を開催しました。テーマを、「つなげよう、ひろげよう、わたしたちの町」として、地域資源を活用して地域づくりを進めていくことを呼びかけ、地域にあるサービス事業所と地域の方と共に考え、話し合う機会が持てました。グループワークで話し合われた意見を実現化していけるよう、次の会議開催を予定しています。

また、圏域内にある個人病院や薬局、金融機関やスーパー等の一般企業にも、地域づくりの必要性を説きつつ、地域ネットワークが広がるように見守り等の地域貢献活動を勧めて回ることに取り組んでいます。

更に、個別相談や地域ケア会議を通して民生委員の方々と連携を図り、対象となる方に関わるサービス事業所等とも繋ぐ役を担えました。平成30年度も引き続き、地域の様々な方々と顔の見える関係づくりを継続していきます。

続いて、右側に記載しています重点項目の取り組み2つ目は、介護予防事業についてです。

事業計画において、「高齢者が住み慣れた地域で健康寿命を延ばし、活力ある日常生活が継続できるように介護予防の普及活動を推進していく」と掲げておりました。

健康教育や講話等において、介護予防の必要性や考え方、いきいき百歳体操やコグニサイズ等の実践方法の説明紹介を、合わせて24回行い、600名を超える方々に参加頂きました。その結果、未実施だった4地区で自主活動が開始され、他の2地区でも準備中です。

また、サロン活動を行うにあたって、一番の課題である担い手を増やすために、地域の病院と協働しサロンサポーター養成講座を開催し、15名程ではありますが参加者の介護予防への意識が芽生え、周囲の方へも広がりサロン活動の展開へと繋がっています。

右下に記載しています、その他の取り組みについては、認知症に関する相談への対応や、初期集中支援チームと連携し若年性認知症の方への対応等で、チームアプローチができたことと、家族、世帯全体の支援を継続しているところです。

更に、その方の暮らしを守る視点から、消費生活問題や虐待等の権利擁護について啓発活動を行い、相談対応を他職種他機関と連携できました。今後も認知症予防や権利擁護に関して、意識付けを促す普及啓発活動を継続していきます。

【山澄地域包括支援センター】

昨年度の活動を振り返ると、自主活動グループ活動支援を通し、自立支援型のケアマネジメントやインフォーマルの社会資源の活用が少しずつ具体化され、これまで以上に地域と連携ができ、地域包括ケアシステムの生活支援と介護予防が少し形になってきたように感じています。それでは各項目の要点の説明いたします。

まずは重点項目への取り組み内容①の自主活動グループの支援です。

平成29年度は延べ170回、各団体や町内会、老人会等の訪問を通し、グループの立ち上げ支援及び

継続支援を行いました。その結果平成 28 年度末現在 5 団体であった自主活動グループが平成 29 年度末現在 31 団体に増やすことができました。

次に重点項目②の介護支援専門員の後方支援です。

中部地域包括支援センターと合同で、2 回の勉強会と 1 回の地域ケア会議のデモ会議を開催しました。地域の介護支援専門員からの相談や同行訪問も実施しながら、地域の介護支援専門員の後方支援を実施してきました。

続きまして、その他の取り組み状況についてです。①南地区自治協議会との連携です。

いきいき百歳体操の啓発活動として体験型サロンを南地区自治協議会と共同で実施しました。その結果、南地区圏域で 2 ヶ所だった自主活動グループが 15 ヶ所に広がり、長崎県高齢者いきいきフォーラムの介護予防部門で県知事賞を受賞することができました。この賞を頂いたことが、自治協議会関係者の励みにもなり、更なる取り組みや連携にも繋がっています。

次に②の成年後見制度の申し立て支援です。

昨年度は、市長申し立ての支援が 3 件、家族の申し立ての後方支援が 3 件と計 6 件の申し立て支援を行いました。必要に応じて同行や相談対応を行いながら、細やかな対応を行っています。

最後に、その他の取り組み状況について③の「けんこう運動支援隊」や「グループおれんじ」等のボランティアとの協働です。これまで報告をしました、南地区自治協議会との協働事業である「みなみサロン」や各地域で行う「いきいき百歳体操」に、グループおれんじやけんこう運動支援隊の方に協力頂きながら、一緒に運営することができています。

【中部地域包括支援センター】

重要項目の取り組みとして、はじめに、「いきいき百歳体操」の普及と自主活動サロンの支援を行いました。

平成 29 年度は、いきいき百歳体操をスタートしたサロンが 6 ヶ所立ち上がり、中部地区全体として 12 ヶ所、約 250 名の参加者となりました。平成 30 年度も 4 ヶ所開催の準備支援を行っています。包括支援センターでは、定期的にサロンを訪問し、体操の指導・助言、体力測定、社会福祉協議会や中部地区の介護施設事業所に協力を頂き、活動が継続できるよう後方支援に努めました。サロン参加者から地域の気になる高齢者の情報も得ることができ、高齢者の把握もできてきています。

また、継続支援の一環として 10 月 17 日には『地域の集まりの場～継続は力なり～』をテーマに「まちづくり懇談会」を開催しました。町内会長はじめ役員の方や地域住民、介護保険事業所等、65 名の方に参加して頂き、高齢者・介護に関する現状と今後の動向の説明を取り入れながら、地域活動が介護予防に繋がること等、伝えることができました。サロン参加者には、体操の効果や感想を尋ねたインタビュー動画の観賞や、7 つのサロンの代表者に活動継続の秘訣を話して頂きました。

更に、生活支援体制整備事業を紹介し、佐世保市第 1 層生活支援コーディネーター及び中部地区第 2 層生活支援コーディネーターから、活動内容やコーディネーターの役割等の話をしてもらい、地域づくり推進の場にもなりました。

次に地域における認知症見守りネットワークづくりの支援をしました。認知症カフェの運営です。認知症当事者とそのご家族、地域の方等、誰もが気軽に集まる交流の場として、平成 29 年 2 月より、中部地域包括支援センターを含む 3 包括を中心に月 1 回開催し、毎回 10 名程参加されています。介護

中の家族には、認知症とその家族会の方や専門職との交流を介して、心理的支援も行っています。開催内容は「ほうかつだより」に掲載する他、自治会・町内会等集まりの場で発信し、周知活動にも取り組みました。

次に、地域包括ケア会議の開催です。「みんなで作ろう。住みよいわが町」をテーマに地域包括ケアシステム構築を目指し、関係者間の連携の大切さを伝えることを目的とした会議を開催し、中部地区圏域の地域の役員の方々や医療機関・介護保険事業所等 64 名の方にご参加頂きました。包括がこの 1 年間で関わった事例で、認知症がある高齢者と障がい疑われる子の世帯をもとに 8,050 世帯が抱えやすい問題について共有しました。会議には、障がい相談支援事業所・精神科特化型の訪問看護ステーション・佐世保市障がい福祉課保健師・佐世保警察署警務課・佐世保市社会福祉協議会を交えて意見交換を行い、専門分野の日頃の取り組みや具体的な連携方法を学ぶことが出来ました。会議後のアンケートでは、9 割以上の方が「気になる方の相談先が分かった」と回答され、今後、見守りや声かけ・地域の集まりに誘う等、積極的に行っていきたいとの意見も頂きました。

会議参加者も回を重ねる毎に増えていき、平成 25 年度の第 1 回地域ケア会議の参加者数の約 2 倍の方々に参加して頂けるようになり、年々地域づくりに関心が深まってきていることを実感しています。今後も会議を通じて地域づくりに取り組んでいきます。

更に、自立支援型地域ケア会議 デモンストレーション開催を行いました。

平成 30 年度から佐世保市でスタートする『地域ケア個別会議（自立支援型地域ケア会議）』のデモンストレーション会議を長寿社会課・山澄地域包括支援センターと合同で開催しました。包括職員や市役所職員約 50 名の参加があり、包括プランナーが作成したケアプランを基に作業療法士や薬剤師・栄養士・歯科衛生士等の専門職から助言を頂き、自立支援に則した視点で話し合うデモンストレーションを行い、会議を通じて具体的な個別会議の流れや目的等を共有することが出来ました。

最後に、その他の取り組みとして、地域の介護支援専門員を対象に山澄地域包括支援センター・宇久地域包括支援センター・中部地域包括支援センターと合同で、第 1 回は「医療連携について」（参加者：20 名）第 2 回は「成年後見人との連携について」（参加者：34 名）年 2 回勉強会を開催しました。

第 2 回の勉強会ではサブタイトルを「後見人との連携不足を解消するために」として、実際に後見人業務をされている講師を招き、意見交換を行いました。後見人が受任された際に可能な限り本人の状況を踏まえ、関わり方や役割分担を決めて、連携体制を整えておくこと、後見人が決定したら終わりではなく、福祉の専門職の意見も伝えることが重要であることを学びました。

【清水地域包括支援センター】

重点的取り組み内容①について包括ケアシステムの体制づくりとして 4 つをテーマに活動を行いました。

まず 1 つ目は「認知症」についてです。

年々、認知症の相談が増えており、個別の相談では徘徊、地域の相談ではゴミやペット、火事の心配等の地域の不安です。地域の見守りや協力を得る体制づくりのきっかけとして、認知症サポーター養成講座を地域のサロンや企業、また外国人の方に通訳の協力を得て近くの教会でも行い、講座開催回数は市内で第 2 位を表彰して頂きました。個別の相談は勉強会として「オレンジたいむ」を開催しその後

は認知症カフェへの参加を勧めています。現在カフェでは、認知症ボランティア・グループオレンジの協力を得ながら地域ボランティアの活躍の場としてハーモニカの演奏やアロマセラピーの講座等、地域の方との交流を通して居場所づくりに力を入れています。

体制づくりの2つ目は「ネットワーク」です。医療福祉の交流会や研修会の積極的な参加と看護協会や看護学校では主任介護支援専門員が講師の協力を行い、地域包括支援センターの活動をより広く知って頂くための機会を作りました。

また、在宅医療・介護連携推進の多職種連携研修会パネルディスカッションでは主任介護支援専門員がパネラーとして参加し、地域の現状を伝えながら、サービスの提案前に包括支援センターへ繋いで頂けるようにアピールしました。これは、支援や介護を必要としている方の自立支援に向けて、自助互助共助を踏まえた様々な提案を可能とするためです。

更に、社会福祉協議会の地域福祉教育研修会に協力し、地域の課題抽出を行うワークショップに参加しました。今後はこの課題を第2層の生活支援コーディネーターへ情報提供をしながら地域づくりに繋げていきます。

障がい福祉課と社会福祉士が依存症と健康を考えるネットワーク連絡会の研修を協働で企画開催しました。この研修を通して依存症は若い頃から問題を抱えていることがあり、本人の問題として捉えがちであるため、依存症は病気であるという事を学び、専門施設の治療プログラムの存在や対応の方法を学び現在総合相談にも活かしているところです。

サロンに関する連絡会は地域と関係者を交えて定期的に行い、サロン支援チームであるレインボーの活動計画等、企画調整を行っています。

体制づくりの3つ目は「地域」です。2年前に作成した応援シートは病院や薬局等、協力を頂き、お薬手帳にシートを縮小したものを貼り付けて頂き広く活用が出来ました。シートをご利用の方には「これだけの応援者がいます」と認識して頂けるようになりました。

民生委員児童委員との交流会は引き続き「ほっとタイム」として開催しています。

第2層生活支援コーディネーターとは連携を図り地域の会議や研修に積極的に参加をしました。

体制づくり4つ目は「介護予防ケアマネジメント」です。圏域内の介護支援専門員の後方支援は引き続き行っていますが、今回主任介護支援専門員向けの勉強会を企画開催しました。事業所に配置されている主任介護支援専門員の役割の1つとしてアンケートを行ったところ同事業所内の後方支援として協力できていませんでした。今後自立支援に向けての研修等、企画や開催から協力が得られるように声掛けを行っていきたいと思います。

次に、重点的取り組み内容②については、平成29年度は地域づくりによる介護予防推進活動の本格的な活動としてサロン応援隊（チームレインボー）の発足式も兼ねて第1回目のサロンフェスティバルを開催しました。

目的の1つ目は他のサロンの参加者とその活動を支える支援者同士の交流、2つ目はサロン応援隊チームレインボーのメンバー紹介、3つ目は自主活動によるいきいき百歳体操の普及活動となりました。サロン継続のための支援体制強化に繋がっていくよう今後も継続していきたいと思っています。

清水地域包括支援センターでは3つ目となる基幹型サロンを大久保地区に民生委員児童委員を中心に立ち上げを行いました。公民館がない所やまだ活動が始まっていない町内からの参加もあり活発な活動となっています。地域の声を聴きながらサロン支援を行い、サロンでの総合相談の受付やサロンへ

通えない方の情報収集を行い必要な支援も行いました。

町内の協力体制づくりでは第 2 層生活支援コーディネーターのサロンリーダー育成講座開催にも協力をを行い地域の方の参加も促しました。今後も引き続き地域づくりに力を入れていきたいと思ひます。

【大野地域包括支援センター】

重点項目への取り組み内容です。介護予防について、平成 29 年度は、いきいき百歳体操を通じて 9 ヶ所の公民館で新規の立ち上げを行いました。特に柚木地区では、これまで開拓出来ていなかった 5 ヶ所の公民館での健康教室開催が実現しました。また、今回新規立ち上げを行った 9 ヶ所のうち 8 ヶ所が月 1 回から月 4 回公民館活動を継続しています。

自主活動グループの新規立ち上げでは、以前より公民館活動で関わりをもつ公民館長、民生委員児童委員、社会福祉協議会の方とのネットワーク作りや、各町内の活動をポスターや DVD として可視化出来るパネルを作成し、地域包括ケア会議に集まりの場を紹介することで、その活動を良いと思ってくれた地域が真似をしていくという相乗効果が生まれ、活動数の拡充に繋がったように思ひます。

次に、包括的継続的ケアマネジメントです。平成 29 年度、地域包括ケア会議は『わたしの力・あなたの力で地域の輪』～地域づくりによる介護予防を始めよう～をテーマに 3 地区で開催。地域の方へ佐世保市の補助金制度の説明を行い、事業所として協力できることは何かを確認出来ました。また、集まりの場がない地域にもいい刺激を感じて頂く機会となりました。

民生委員勉強会では、第 1 層の生活支援コーディネーター成富努氏を講師に「生活支援体制整備事業～2025 年を見据えた地域づくり～」についてワークショップを行いました。「民生委員として活動の実際と悩んでいること」「行政、関係機関に協力して欲しいこと」について話し合い、活発な意見交換が出来ました。

ティーミーティングでは、成年後見制度について、居宅の介護支援専門員に分りやすく説明し、制度の活用を促す勉強会を行いました。また、65 歳になり障がい福祉サービスから介護保険利用になった方の事例を通して、他の介護支援専門員のアドバイスを受け、スムーズな制度移行について、情報提供を行いました。今後は地域の介護支援専門員からの要望があれば、テーマに沿って情報交換会を開催していきたいと思ひています。毎回出される、包括職員の手作りおやつも好評でした。

平成 29 年度は認知症疾患センターより 12 件の事例紹介があり連携しました。自宅へ訪問し、レビー小体型認知症等の困難ケースについては、必要時には主に専門機関である、医療機関との連携を行い解決に繋げました。

次に、総合相談です。大野地区は相談件数が最も多く年間 602 件、春日地区 245 件、柚木地区 102 件でした。3 地区の人口比と相談件数の比率はほぼ同じですが、大野地区は高齢化率が他の地区より低いことから、相談件数比率はやや高めと考えられました。各地区共、第 1 位は介護保険（昨年介護相談）に係る相談で、総合事業開始も相談件数 1 位の要因に含まれると考えられます。

次に権利擁護事業の普及・啓発活動です。

2 ヶ月に 1 度、公民館や老人会・スーパー・コンビニ・薬局・病院等に権利擁護に関する広報誌を配布し、啓蒙活動を行いました。内容は、年金や成年後見、クーリング・オフ、葬儀について等で、サロンを中心に講話も行いました。また、禁治産制度での保佐人が高齢のため、保佐人の辞任・選任の申立支援も行いました。

最後に認知症サポーター養成講座の開催です。

29年度は3回以上の開催を目標に活動し、大野地区で2ヶ所、柚木地区で2ヶ所講座の開催を行いました。中でも柚木小学校では、5年生の児童を対象に分かりやすい劇を織り交ぜ、身近にある認知症と一緒に考えてもらいました。認知症の祖父と同居しているという児童から、「これからはイライラせずに優しく声掛けをしたい」等の感想も聞かれました。終了時にはサポーターの証であるオレンジリングが全員に配りました。

【相浦地域包括支援センター】

平成29年度の重点取り組み内容として「介護予防」「地域ケア会議等」「権利擁護」の3点を挙げておりました。この3点それぞれの項目に対し、「介護予防」を保健師、「地域ケア会議等」を主任介護支援専門員、「権利擁護」を社会福祉士が主となって取り組みながら、三職種間の話し合いも密にすることで他の職種の目線も入れながら活動できたかと思っています。

佐世保市の推奨する「いきいき百歳体操」は1年間で13件立ち上げ支援を行いました。この体操を広げる活動に関しては立ち上げ支援だけではなく、継続していく支援に目を向ける必要性を感じています。

その例の1つとして、報告書にも記載しています「自主活動グループ交流会 WITH ケアマネジャー交流会」を開催しました。これは、各々に開催していた会の報告の中で「自主活動にきて話をしてくれるところはないか?」「地域に出向いた活動もしていきたいが、どのようにすればよいか?」等の意見も踏まえながら、2つの会を合同で開催することで、両者の繋がりが出来るのではないかと検討することで実施に至りました。

このように、包括が実際に前に出て行動する取り組みではなく、地域の中にある自主活動や各事業所、社会資源等をお互いに活用できるような働きかけをすることで、押しつけにならず自主的に地域づくりが進んでいくような「仕掛け」を考えていきたいと思えます。

その他の取り組み状況としましては、権利擁護が必要なケースにおいて専門機関や行政との情報交換や助言を受けながら、破産や後見申立てに対応してきました。

今年度も、これまで取り組んできた早期に発見できるネットワークを切らすことなく、これから早期に課題解決できるようなネットワークへと結んでいくイメージを持って、相浦地域包括支援センターは地域の機能や役割を残しながらサポートできるような連携を図り「地域の福祉力向上」を目指します。

【吉井地域包括支援センター】

重点項目の取り組みの1つとして、『自主活動団体の立ち上げや継続支援を通して地域高齢者の介護予防活動を充実させる』ことに取り組んでいます。

まず1.自主活動団体の立ち上げ支援や継続支援の実施。2.健康教育・介護予防講話等を通して、フレイル予防や嚙下りハビリテーションの講演・実施指導。3.ほうかつ便り、自主活動支援等を通して自主活動団体の周知を図り、閉じこもり高齢者の参加を促しました。

成果としては、「いきいき百歳体操」を取り入れた自主活動グループを20団体(約350人)立ち上げることが出来ました。また、健康教育15回、介護予防講話等20回、自主活動支援108回を実施し、

フレイルの概念とその回復可能性を運動機能・栄養面から説明するとともに、NPO（嚙下リハ）と共同して嚙下体操を取り入れた肺炎予防の実施指導を行ったり、閉じこもり予防について、健康長寿の一番の秘訣が社会的統合（社会参加・相談できる相手の存在）であることを地域の高齢者、各関係機関へ説明し、閉じこもり高齢者の対応の仕方や、ネットワーク構築の手法を普及・啓発が出来ました。

重点項目の2つ目は、『地域ケア会議を開催し関係機関とのネットワークを構築しながら地域課題の把握に努める』ことに取り組みました。実施内容としては、1. 個別レベルの地域ケア会議を3回、地域包括ケア会議を1回開催。2. 「他職種を知る」ことを目標とし2ヶ月に1回、「ケアマネ交流会」を開催し、交流会の中で、担当圏域の事業所に加え、市外の近隣事業所の介護支援専門員にも参加してもらい、日頃利用しているサービスの特徴や、関係機関との連携の仕方、及びケアプラン作成についての勉強会を行いました。

成果としては、地域ケア会議やケアマネ交流会を通して、多職種についての理解が深まり、ネットワーク形成・社会資源活用の必要性・地域課題の発見という視点が共有できております。当圏域の地域課題として「山間部では交通の便が悪いため社会参加に繋がりにくい」ということがわかりました。

その他『関係機関と連携して認知症についての正しい理解と周囲の対応について地域住民に周知を図る』ということにも取り組みました。

実施内容としては、1. 自主活動支援のなかで警察の方と協同して、交通事故防止や、認知症の方の運転免許証の返納についての講話を10回実施し、2. として2回の「認知症サポーター養成講座」を行っております。

成果としては、新規の認知症サポーターが33人増加し、認知症の方への周囲の対応について理解が深まりました。また、認知症の方の交通事故防止について、警察とのネットワークが構築できましたので、今後は連携しながら支援をしていきたいと思っております。

【宇久地域包括支援センター】

重点項目への取り組み内容の1点目は介護予防への取り組みです。

平成29年度は介護予防への取り組みとして健康教育や介護予防講話を開催し、介護予防啓発を行うとともに、宇久保健福祉センターで実施される運動教室でも講話をして普及活動に勤めました。また、いきいき百歳体操のサロン立ち上げ支援を行いました。

健康教育が11地区、参加人数107人、介護予防講話が6地区、参加人数89人、保健センター運動教室講話が6回、参加人数78人でした。健康教育では介護予防の必要性を、健康講話では認知症や誤飲・誤食についての話をした後に、いきいき百歳体操やコグニサイズを実施しました。

いきいき百歳体操の普及については平成28年度には活動がありませんでしたが、29年度は7地区が活動しています。参加された方からは運動の効果があったという声が聞かれるようになりました。

ニュースポーツ交流会は宇久独自の活動となります。宇久の福祉推進協議会・保健福祉センター・宇久地域包括支援センターの協働事業として、各地区のサロンに参加を募り、いきいき百歳体操、社協の遊具の紹介、風船バレー大会を実施し各サロン間の交流を図りました。参加チーム11チーム、参加人数87人、スタッフ数13人で実施しました。参加したサロングループからは、次回も開催してほしいとの意見が多くあり、平成30年度も実施します。

重点項目への取り組みの2点目は認知症高齢者への取り組みです。離島であるため認知症を発症し

ていても、なかなか専門医への受診が繋がらない傾向がありますが、診療所の医師との連携を深めることにより専門医へと繋がったケースが増えてきました。内容については記載の通りです。

地域ケア会議では「自分たちでできる地域での見守り」として認知症高齢者を見守るための具体化や新たな社会資源に繋ぐため何が出来るかを検討してきました。佐世保市認知症高齢者見守り登録の活用を深め、島内でも有効な見守り活動のために宇久独自の靴シールの他、腕に巻ける反射バンド、「声かけ身分カード」の所持等の意見があり、認知症高齢者への理解や偏見については、高齢者相互の見守りは深まっており、地縁関係も出来ているので声かけは出来ているとの意見が出ました。

これからも継続して島内の徘徊見守りの仕組みづくりと活用のため、会議参加者を広げ、地域ケア会議で深めていきます。

その他の取り組み状況としては、民生委員との連携、警察との連携、老人会と連携を行いネットワーク構築を図っています。

介護支援専門員や専門職への支援については、できるだけ会議や研修に参加できるようテレビ会議の活用をしています。29年度は専門職会議を9回、研修を5回TV会議で対応しましたが、成年後見制度意見交換会等は、家庭裁判所や成年後見人をされている専門家の体験を踏まえた研修を受けることができ、専門職や介護支援専門員のスキルアップとなりました。

権利擁護では、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の利用へ繋ぐことで、自宅での生活を継続して頂けています。社会資源の少ない地域ではありますが、地縁や地域にある関係機関との連携を深め、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせる支援を行っていきます。

【千住会長】

只今、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

【田中委員】

昨年度も用語のことについて話があったと思いますが、地域ケア会議に関して、9ページに④と⑤ですかね、「地域ケア会議」と「地域包括ケア会議」とありますが、先ほどの説明では個別の事例に関するものが「地域ケア会議」、全体の話し合いが「地域包括ケア会議」という認識でよいですか？それから、中部地域包括支援センターの活動報告で、「自立支援型地域ケア会議」とありましたが、これがどちらになりますか。

【事務局】

委員が仰られたとおり、「地域ケア会議」が個別のもので、その個別の方を支援される関係者が参加した会議になります。「地域包括ケア会議」が皆さん方と地域の課題を考えていくものになります。

次の、中部地域包括支援センターで報告のあった「地域ケア会議」ですが、平成29年度につきましては、先ほどの説明内容で会議を開催していましたが、平成30年度から「地域ケア会議」という名称で開催していた分を、自立支援に特化した内容で「地域ケア個別会議」として開催することになりましたので、そのデモンストレーションという形で開催したものです。

【田中委員】

14 ページの介護予防支援事業について、昨年度までは、プログラムの中に「基本チェックリスト」でチェックのあった項目に対して、どういふことをしていくか、例えば「栄養」について、「口腔」について、「運動」について等、あったかと思いますが、ここでは見当たりません。どのような内容でされているかは、把握はされていますか。

【事務局】

昨年度の報告、28 年度の実績報告では、二次予防事業ということで、規定のプログラム「栄養」とか「口腔」とかありましたが、平成 29 年度から「総合事業」が始まり、この中で通所型サービスとか訪問型サービスということで実施することになっています。

プログラムとして、どの部分と特化したものはありませんが、佐世保市独自のものということであれば、通所型 C という、短期集中型の通所型サービスがあり、3 ヶ月間実施し、「運動」と「認知」が主で週に 1 回の計 12 回で実施しています。

【久保田委員】

5 ページの総合相談業務実績、総合相談分類別相談件数の中で、日宇地域包括支援センターにお尋ねします。「ダブルケア」について 18 件とありますが、他の包括と比べて突出しています。

それから「介護予防」については、他の包括に比べ少ないですが、宇久地域でも 8 件ですので、この数字について説明ください。

【日宇地域包括支援センター】

「ダブルケア」については、介護を受けられる方だけではなく、支援している家族自身も障がいがある方、介護を受ける方以外にご家族に障がい者の方がいらっしゃる方等、他に支援が必要な事例となっていますが、内訳については確認します。

介護予防については、分類として挙げる時のチェックの仕方について、相談内容のチェック、挙げ方のチェックの確認をしたいと思います。

【久保田委員】

次に、吉井地域包括支援センターにお尋ねします。

活動報告の中で、「地域ケア会議」を開催し、関係機関とのネットワークを構築しながら地域課題の把握に努めるということで、会議を開催し、結果 1 の中で「山間部では交通の便が悪いため社会参加に繋がりにくいことがわかった」とあり、下の成果にも同じことが記載してありますが、山間部が交通の便が悪いのは、以前から他の地区でも言われていることです。他の地区では福祉バスや福祉タクシー等の利用を考え、少しでも地域の足を確保することを努力されていると聞いています。今から取り組まれるのであれば、少しタイミングが遅いのではないのでしょうか。

【吉井地域包括支援センター】

ご指摘のとおりです。記載内容については、地域の介護支援専門員さん達も個人個人で頑張っ、地域の方と勉強されていることは把握していましたが、今回、介護支援専門員さん同士で話し合った時に、「このままではやっぱりいけないよね。」という認識を強めて、地区でどのようなことが出来る

のかというところを、各地域だけで考えるのではなく、皆で考えようという認識を持ちましたというところで記載しており、言葉が足りませんでした。今後については、ボランティアの立ち上げ等を含め、どういうところと連携したらいいかというような話ができるようになりましたので、もう少し対応を迅速にしていきたいと考えています。

【中村委員】

相浦地区の高齢者数から計算し、3ページの人員配置と比べてみると、追加配置まで含めて7名になるかと思いますが6名ということで、足りないようです。募集をかけていて応募がなかったのか、まだ募集をかけていないのかというところを教えてください。

【相浦地域包括支援センター】

確かに、配置数は7名となります。平成29年度は7名おりましたが、30年度の4月時点で法人内異動があり、4月から6月まで1名いない状態でした。その間、募集しており、本日7月30日付けで7名体制となりました。

【中村委員】

高齢化率が、昨年29.4%から0.6ポイント上がり30.0%ということですが、認定率が21.9%から1.3ポイントも減って20.6%とのことでした。これは、高齢化率は増えたが、認定を受けた方が下まわったとして、介護予防がうまくいっているとの認識でよかったですでしょうか。

【事務局】

29年度から総合事業が始まり、認定を受けなくても総合事業を受けることが出来ますので、そこで下がっているものと考えております。

【中村委員】

5ページになります。時間外相談受付についてです。9時前と18時以降で66%ということですが、開設時間の周知が不十分なのか、それとも、緊急性があつての件数なのか、どういう状況が多かったのですか。

【中部地域包括支援センター】

地域の役員、民生委員や高齢者に関わる地域の方、警察署には、24時間体制で時間外も対応していると伝えているので、時間に関係なく連絡はあります。病院関係については、救急搬送された方について、「何らかの関わりがありますか？」ということで、認知症の高齢者や、生活の状況についての問い合わせもあります。地域の住民の方については、極端な時間外まではありませんが、認知症の方で時間が分からなくて、早めに電話がかかってきたという場合もあります。

【中村委員】

10ページの地域包括ケア会議です。日宇地域包括支援センターですが、宇久地域については関係機関に限られており仕方ないと思いますが、他の地域は病院、歯科医院、薬局等と医療系の出席がありますが、日宇地域では他の地区に比べ、医療機関との連携が少ないようです。地域特性として連携が

取りにくい理由があれば教えてください。

【日宇地域包括支援センター】

29年度の地域包括ケア会議は、テーマを「つなげよう、ひろげよう、わたしたちの町」としており、その中でサロン活動や地域の場の集まりについて、地域の方だけではうまく進めることが難しいということで、包括と地域のサービス提供事業所の「地域貢献活動」として、地域の方に支援をして頂いて、ケアしていければということで、会議に呼びかけるところも、サービス提供事業所ということで限定されてしまいました。次年度となる30年度は、医療職との連携についても広げて進めていけたらと思っています。

【永木委員】

ほとんどの包括の圏域で「いきいき百歳体操」が、どんどん普及しています。数地区の地域包括支援センターの報告の中で、「体操の効果を検証するために、体力測定を行った」という報告があります。その体力測定を行ったのは、包括の職員だけで行ったのか、それとも専門の医療職が入り評価をし、その評価結果を対象者の方に説明することを包括の職員だけで行ったのか、医療職も入って行われたのかというのをお尋ねします。

【山澄地域包括支援センター】

体力測定については、市の理学療法士及び保健師に同行してもらい、包括の保健師を中心に対応しています。効果については、保健師が中心になって回答していますが、毎回必ず全部に理学療法士さんが同行するというのは、できない所もあるかもしれません。

【永木委員】

理学療法士等が入るのが困難という場合があれば、包括職員を対象に、体操の効果等について、理学療法士会から説明会を開くことも可能です。

【柳詰委員】

日宇地域包括支援センターにお尋ねします。事業計画の現状と課題ですが、大塔地区の卸本町「地域には福祉施設が2ヶ所あるが、地域住民には根付いていない。」ということと、途中下の方に「最近アパートの建設が増えているが、高齢者はほとんどいない様子。所属自治体が把握できない。」という文言があります。また、大岳台町にも「閉じこもりやケース把握に至らず相談を受ける内容も支援困難事例が多い。」という文言があり、ここがセンセーショナルに感じました。どういう状況なのか説明ください。

【日宇地域包括支援センター】

福祉施設の2ヶ所については、地域住民の方に、どんな所なのか、どういう施設があるのかということ聞かれることが多かったため、「根付いていない」という表現になってしまいました。また、卸本町には、周辺の一般的な住宅地の自治会の成り立ちと少し違い、自治会としてはありますが、企業が多く、企業で成り立っている自治会になります。この地区については、アパートやマンションがありますが、「住まい」という住民の方についての自治会の集まりについてはなされていないというこ

とが分かりました。大岳台町については、日宇圏域では高齢化率が高いのですが、認定率が他の地域に比べ低い点が特徴です。相談が挙がってこないというわけではなく、民生委員さんとも中心に回っておられますが、それでも隠れているケース、隠れている数があり、そのために認定率が低いのではないかと分析している言葉が、このような表現になっています。

【柳詰委員】

そのところは、30年度の計画でフォローアップされているということですね。2ヶ所のいい地域資源があるにも関わらず「地域住民に根付いてない」という評価が、私にはすごくひっかかったので、2事業所と包括との兼ね合いもあるのかと、この文面から読めるのですが、いかがでしょうか。

【日宇地域包括支援センター】

2事業所のうち、1ヶ所は施設としても住宅という住まい型の施設ですので、地域の中にも出て頂き、施設自体が地域とも絡んで頂きたいという思いもあります。こちらからも施設への訪問、高齢者の方の動き、住まい、暮らしということだけではなく、地域からの高齢者の方への支援も考えられるので、施設の方にもこちらの方からも声かけていきたいと思います。

【柳詰委員】

今、言われたように社会資源として各業者さんがあり、そこと綿密に協力して繋がっていくことを期待します。

次に、山澄地域包括支援センターへお尋ねです。県知事賞を受け、これで一気に15ヶ所広がったということですが、広がったのは外にも何かあるように思います。何か特徴的な取り組みがあればお聞きしたい。

【山澄地域包括支援センター】

県知事からの表彰を受けたのは、15ヶ所に増えた後です。表彰を受けたから増えたのではなく、4回の体験型サロンを実施して、住民の方の効果を感じて頂いた結果と分析しています。この地区の特徴として、同じ町名で町内会が分かれているのですが、「1」で立ち上がると、隣の人達が「ちょっと隣で何か立ち上がった」と耳にされ「2」が立ち上がる。「1」と「2」で立ち上がると、「3」でも「自分達も頑張つてやろう。」という、いい意味での競争意識と、「地区の公民館で、体操すること」が当たり前だという風に、何となくこの地区は上手く転換していったと感じています。特別、私達が何かをしたというところはありませんが、ここの自治協議会自体が、町内会長さん民生委員さんが、すごく連携をされていて、お互いが話し合いながらやっていこうとなったのではないかと思います。

【横田委員】

5ページの時間外の相談受けについてお尋ねします。時間外夜間の連絡は、事務所に連絡がくるのか、それとも個人の携帯とかになりますか。

【中部地域包括支援センター】

各地域包括支援センターの固定電話にかかり、各地域包括支援センター長、それぞれ包括支援職員の携帯の方に転送し、携帯での対応になります。

【横田委員】

転送する携帯は、個人の携帯ですか。それとも地域包括支援センターの携帯ですか。

【中部地域包括支援センター】

個人の携帯ではなく、職場用の携帯を転送しています。

【横田委員】

日々の担当者が交代で持っている携帯ということですか。

【中部地域包括支援センター】

各地域包括支援センターによって違うと思いますが、センター長、私が佐世保市から出る以外の365日、対応しております。

【横田委員】

7ページに権利擁護相談対応の内訳がありますが、法テラス、弁護士への繋ぎとなっており、地区によって差が出ています。山澄地域包括支援センターや清水地域包括支援センターでは結構、繋がっているようですが、なぜそういった地域差が生じるのか伺います。

【中部地域包括支援センター】

確かに、中部地域包括支援センターは数が少ないと思います。カウントの仕方について、中部の場合は、相談に見えた時に保険制度を紹介する中で、弁護士さんとか司法書士さんに「こういう方がいらっしゃる」という形で紹介をし、直接、関係の方が相談に行かれた時にはカウントせず、こちらが直接弁護士さんや司法書士さんにきちんとした形で繋いだ分のみをカウントしています。相談に行かれて後見制度に繋がれた家族さんもいらっしゃるとは思います。

【横田委員】

清水包括支援センターの方にお尋ねします。法テラスへ30件繋がれているということですが、これは、中部包括支援センターさんと同じ考え方でカウントされているということですか。

【清水地域包括支援センター】

相談までというところで、カウントしているという形をとっており、法テラスに相談に行かれた方もカウントしていますが、紹介のみで終わればカウントしていません。

【千住会長】

大野地域包括支援センターの活動報告書の右下のところに、「禁治産制度」の話が出ていますが、「禁治産制度」は、まだあるのですか。

【大野地域包括支援センター】

実は、このケースは、成年後見人が必要ということでも申し立てをしようと、裁判所の方へ伺ったところ、「禁治産制度の時に保佐人がついていますよ。」と言われまして、その当時に保佐人がついている

場合は、現在の成年後見制度の方には変更できないため、保佐人の解任をして、後見で選任するという手続きになりました。「禁治産制度」という言葉は変えられないので、そのまま載せています。

【千住会長】

その他に何なければ、議題1の報告についてはこれで、とどめさせていただきます。
続きまして、(2)『指定介護予防支援の一部委託』について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

指定介護予防支援業務については、一部を指定居宅介護支援事業者に委託することが出来るものとされていますが、指定居宅介護予防支援事業所としては、本市の指導監査課へ申請し、委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲、業務量に配慮することとなっており、その委託事業所については、「指定居宅介護支援事業所」として、当運営協議会の承認を受けることとなっています。資料は、「資料2」になります。

前回の運営協議会において、57の事業所について承認頂いており、新たに委託をする事業所については、本来であれば委託の前に承認を頂かなければならないところですが、申請のあるごとに当運営協議会を開くことはスケジュール的にも難しく、現実的ではないため、事後承認という形で実施させて頂くことを了承頂いていました。

その後、契約期間満了につき契約の更新がなかった事業所、住所地特例で佐世保市外の事業所を利用されている場合や新たに委託することになった事業所がありました。「資料2」1～2ページの一覧表の68事業所となりますので、委員の皆様のご承認を頂ければと思います。

加えまして、委託に係る公正・中立性の確保等についてです。指定介護予防支援を委託するにあたっては、「正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと」、「委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること」となっています。

3ページの表は、長崎県国民健康保険団体連合会に提出された給付管理情報に基づき、平成29年度実績を集計したものです。平成29年度に作成したケアプラン数のうち、左から各包括のケアプラン数のうち、直営で作成したケアプラン数と全体との構成比率、委託をしている事業所数と委託したケアプラン数と全体との構成比率、そのうち一番プラン作成の多かった事業所での件数と委託したプラン件数の構成比率となっています。網掛けの部分は、包括受託法人の同法人です。以上、宜しくお願いします。

【千住会長】

只今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様、何か質問はありませんか。なければ、私からです。事業所の住所に西諫早とか長崎市とかありますが、これは佐世保市に事業所があるということですか。

【事務局】

いいえ。住所地特例といいまして、佐世保市の介護保険を持ったまま佐世保市外へ転出された方について、転出先でサービスを受けてらっしゃる事業所です。

【千住会長】

わかりました。他にありませんか。

(意見なし)

では、承認ということにいたします。

次に入ります。(3)『その他』についてです。

【事務局】

(3)「その他」としまして、指定介護予防支援事業に関連しまして、ご報告します。

「佐世保市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」第4条において「人員に関する基準」として「1以上の担当職員を置かなければならない。」となっておりますが、4月に、吉井地域包括支援センターから報告及び相談があつており、昨年4名いた指定介護予防支援事業担当職員、いわゆるプランナーが、相次いで退職し、5月以降プランナーが不在となるとのことでした。その時は、受託法人での話し合いと受託法人内の異動により2人の職員を確保できましたが、7月に入り、その2人から7月末をもって退職の申し出があり、8月以降については、プランナーが不在になる可能性があるとのことでした。

その後、受託法人内で話し合いをされ、1人は現在のところ退職を慰留されたと報告を受けております。

プランナーが不在となれば、地域包括支援センターの業務が適切かつ効率的な運営がなされませんので、受託法人から職員の募集を継続して頂きながら、長寿社会課としましても、紹介のできる職員の情報の提供ができればと当たっているところですが、現在も人員の十分な確保には至っていない状況です。

当運営協議会条例は、国の省令「地域包括支援センターの設置運営について」を基に設置されており、第2条 所掌事務については、追加資料に抜粋しておりますが、今回、④の「センターの職員の確保に関すること 運営協議会は、センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や地域の関係団体等の間での調整を行う。」となっておりますので、お知り合いの方がいらっしゃいましたら、情報提供を頂ければと思っております。よろしく願いいたします。

【千住会長】

切実なお願いですので、お知り合いにいい方がいらっしゃいましたら、是非市役所の方にご推薦お願いいたします。

以上で本日の審議について検討を終了したいと思います。事務局に戻します。

【事務局】

委員の皆様方には、長時間にわたりありがとうございました。次回開催は、11月中旬から1月下旬に予定しております。開催の際には、ご連絡をさせていただきますので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして平成30年度第1回地域包括支援センター運営協議会を終了させていただきます。

